

R E M(Reihoku・Reinan Emergency Messenger)会則

(名称・所在地)

第1条 本会は、R E M(Reihoku・Reinan Emergency Messenger)と称し、事務局を福井県三方郡美浜町日向第10号22番地に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の健康増進を図り、救急医療の普及と発展に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地域住民への応急手当講習会の開催
2. 地域スポーツイベントでの救護活動
3. 国内の関係団体との協力活動
4. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(会員の権利と義務)

第4条 会員はR E Mの活動に自由に参加できる権利を有し、会費を納入する義務を有する。

(入会の資格)

第5条 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できるものとする。

(代表者とその権限)

第6条 代表者はR E Mを代表し、会務を統括する。

(役員・会計監査)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 1. 代表 | 1名 |
| 2. 副代表 | 1名以上 |
| 3. 会計 | 1名 |
| 4. 会計監査 | 2名 |
| 5. 書記 | 1名 |

(顧問)

第8条 本会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

(役員・会計監査の選出と任期)

第9条 役員は、会員の中から互選により、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会・役員会)

第10条 1. 本会は年1回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算

(3) 会則改正

(4) その他の必要事項

2 . 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(会費等)

第 11 条 本会の必要経費は、会費その他の収入によって賄う。
年会費は 1 , 0 0 0 円とする

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日より、4 月 3 0 日までとする。

(会計報告)

第 13 条 本会の会計報告は、毎年 5 月に行う

〔付 則〕この会則は、平成 1 7 年 8 月 1 日より施行する。